

要件設定型一般競争入札公告

平成28年5月26日

宇佐・高田・国東広域事務組合 管理者 是 永 修 治

平成28年度 国東中継施設基本計画策定業務委託について、次のとおり要件設定型一般競争入札に付します。

1 委託業務概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名 | 平成28年度 国東中継施設基本計画策定業務委託 |
| (2) 委託業務場所 | 宇佐・高田・国東広域事務組合 |
| (3) 委託業務概要 | 設計書及び仕様書による。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年12月28日 |

2 最低制限価格 設定しない

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 前払金 3/10以内

6 入札参加資格

(1) 資格業種等

宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「組合」という。）が発注する業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、平成27・28年度に宇佐市、豊後高田市及び国東市のいずれかに下記の業種の入札参加希望を申請し、認定を受けている者

【業種】 土木コンサルタント 【業務内容】 廃棄物

(2) 履行実績

国、地方公共団体又は一部事務組合が発注した、平成18年度以降公告日までに元請として完成・引渡し完了したごみ処理基本計画の履行実績を有する者

(3) 本店等の所在地等

九州管内に本店又は支店等（公告日現在、本店より宇佐市、豊後高田市、国東市との契約締結権限を委任されている者に限る。）を有する者として登録されていること。

(4) 管理技術者及び照査技術者等

次の資格を有する技術者（この公告の日以前に申請者に採用され、引き続き雇用されている者。）を配置できること。

ア 管理技術者は、技術士「総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る）」又は「衛生工学部門（廃棄物管理とするものに限る）」、RCCM（廃棄物）又は認定技術管理者（廃棄物）のうちいずれかの資格を有し、平成18年度以降にごみ処理基本計画策定業務の業務実績を有する者とする。

イ 照査技術者は、技術士「総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る）」又は「衛生工学部門（廃棄物管理とするものに限る）」、R C C M（廃棄物）又は認定技術管理者（廃棄物）のうちいずれかの資格を有し、平成18年度以降にごみ処理基本計画策定業務の業務実績を有する者とする。

ウ 管理技術者と照査技術者は同一の者が兼任することはできない。

(5) その他共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札公告から開札日までの間に、宇佐市、豊後高田市及び国東市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 開札予定日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

オ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

(ア) 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各

号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 設計書及び仕様書の閲覧

入札に付する設計書及び仕様書は宇佐・高田・国東広域事務組合のホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）又は、次により閲覧することができる。

(1) 閲覧場所 宇佐・高田・国東広域事務組合

(2) 閲覧期間 平成 28 年 5 月 26 日（木）から平成 28 年 6 月 21 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

8 公告事項等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及びあて先 組合指定の様式（別紙様式 5）により Eメールで組合宛に申し出ること。

Eメール utk-eisei03@mx52.tiki.ne.jp

(2) 申し出期間 平成 28 年 5 月 26 日（木）午前 9 時から平成 28 年 6 月 2 日（木）午後 5 時まで

(3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時組合のホームページに掲載するものとし、最終回答は平成 28 年 6 月 6 日（月）午後 5 時までに行う。

(4) 回答掲載期間 平成 28 年 5 月 26 日（木）午前 9 時から平成 28 年 6 月 21 日（火）午後 5 時まで

9 確認申請書等の提出期間及び方法等

(1) 提出書類

ア 要件設定型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）

イ 宇佐市、豊後高田市及び国東市のいずれかの市に提出した平成 27・28 年度の入札参加資格審査申請受付票と競争入札参加資格審査申請書の申請書様式 3 の写し。

ウ 6 の（2）のごみ処理基本計画策定業務実績（別紙様式 2）

エ 6 の（4）の管理技術者及び照査技術者の実務経験を証明する業務経歴書（別紙様式 3）

オ 使用印鑑届（別紙様式 4）

(2) 提出期間 平成 28 年 5 月 26 日（木）午前 9 時から平成 28 年 6 月 9 日（木）午後 5 時までには到着するものに限る。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出方法 持参又は書留郵便

- (4) 提出場所 〒879-0454 大分県宇佐市大字法鏡寺224番地
宇佐・高田・国東広域事務組合
なお、要件設定型一般競争入札参加資格の確認結果は、平成28年6月13日(月)までに通知する。

1.0 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、管理者に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
ア 提出期限 平成28年6月15日(水)の午後5時までに到着するものに限る。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
イ 提出場所 宇佐・高田・国東広域事務組合
ウ 提出方法 書面(様式任意)は持参又は郵送によるものとする。
(2) (1)への回答は、平成28年6月17日(金)までに書面により回答する。

1.1 入札

- (1) 入札日時 平成28年6月23日(木) 13時30分
(2) 入札場所 大分県宇佐市大字法鏡寺224番地
宇佐文化会館内 2階第2講習室
(3) 入札方法 当日入札書持参
(4) 入札回数 2回までとし、落札者がいない場合は随意契約に移行又は入札を打ち切るものとする。
(5) 落札 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 入札・開札に関する注意事項

- (1) 入札に当たっては、当該業務の要件設定型一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
(2) 入札者が代理人の場合は、委任状を当日持参すること。
(3) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
(5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
(7) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

- (8) 郵送、電信による入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

1 4 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、宇佐・高田・国東広域事務組合契約事務規則（平成 19 年規則第 7 号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 落札候補者は、9 の（1）に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 宇佐市、豊後高田市及び国東市の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき
 - イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、（3）のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取り消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取り消し又は仮契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が（3）又は（4）に該当していた場合は、契約の解除を行う事ができるものとする。
- (6) 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 5 を違約金として徴収する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (9) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5 照会先

宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課（電話 0978-33-2568）